



平成21年 第3回臨時会

# 会 議 録

(平成21年5月28日～5月29日)

枕 崎 市 議 会

平成 21 年  
枕崎市議会第 3 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 2 日間 ( 5 月 2 8 日 ~ 5 月 2 9 日 )

2 会期日程

月 日 ( 曜 )	区 分	時 間	内 容
5 月 2 8 日 ( 木 )	本会議	前 9 : 30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程 ( 日程第 4 号 - 第 10 号 ) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 報告 ( 日程第 11 号 ) 11 散 会
		前 10 : 32	1 産業建設委員会
		前 10 : 37	1 文教厚生委員会
		前 10 : 42	1 総務委員会
		後 1 : 06	1 予算特別委員会
		後 1 : 28	1 議会運営委員会
5 月 2 9 日 ( 金 )	本会議	後 1 : 30	1 再 開 2 議案上程 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(平成21年5月28日)

平成 2 1 年枕崎市議会第 3 回臨時会

議事日程（第 1 号）

平成 2 1 年 5 月 2 8 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	3 3	平成21年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）	予 特
5	3 4	枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務
6	3 5	枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	3 6	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	3 7	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	3 8	専決処分の承認を求めることについて	〃
1 0	3 9	専決処分の承認を求めることについて	〃
1 1	報 1	枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について	

本日付議された事件は議事日程（第 1 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 畠 野 宏 之 議員  
3 番 板 敷 作 廣 議員  
5 番 村 上 ミ 工 議員  
7 番 原 村 且 元 議員  
9 番 上 釜 い ほ 議員  
11番 沖 園 強 議員  
13番 中 原 重 信 議員  
15番 園 田 武 夫 議員  
17番 立 石 幸 徳 議員

2 番 牧 信 利 議員  
4 番 茅 野 勲 議員  
6 番 今 門 求 議員  
8 番 板 敷 重 信 議員  
10番 米 倉 輝 子 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 佐 藤 公 建 議員  
16番 新屋敷 幸 隆 議員  
18番 依積田 義 信 議員

1 本日の書記次のとおり

籠 原 均 事務局長  
橋之口 寛 書記  
田 代 勝 義 書記

依積田 光 昭 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

瀬戸口 嘉 昭 市長  
久木田 敏 総務課長  
今給黎 力 財政課長  
永 留 秀 一 税務課長  
揚 村 芳 江 健康課参事  
佐 藤 祐 司 監査委員事務局長

中 村 秀 雄 副市長  
山 口 英 雄 企画調整課長  
今給黎 和 男 健康課長  
迫 野 豪 水道課長  
田野尻 武 志 監査委員  
東中川 徹 行政係長

午前 9 時 30 分 開会

畠野宏之議長 平成21年第 3 回臨時会が本日招集されましたが、出席議員18人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い、会議を開きます。

日程第 1 号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、5 番村上ミエ議員、14 番佐藤公建議員を指名いたします。

次に、日程第 2 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から 5 月 29 日までの 2 日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第 3 号諸般の報告をいたします。

監査委員から、3 月及び 4 月執行の例月現金出納検査結果報告書を、また教育委員会から、教育委員会活動の点検・評価報告書を受領し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

次に、各常任委員会等の委員の指名をいたしましたので、御報告いたします。

総務委員会委員に、2 番牧信利議員、7 番原村且元議員、11 番沖園強議員、6 番今門求議員、17 番立石幸徳議員、1 番畠野宏之議員を。

産業建設委員会委員に、15 番園田武夫議員、4 番茅野勲議員、13 番中原重信議員、16 番新屋敷幸隆議員、10 番米倉輝子議員、5 番村上ミエ議員を。

文教厚生委員会委員に、14 番佐藤公建議員、12 番豊留榮子議員、8 番板敷重信議員、9 番上釜いほ議員、3 番板敷作廣議員、18 番依積田義信議員を。

議会運営委員会委員に、9 番上釜いほ議員、10 番米倉輝子議員、15 番園田武夫議員、2 番牧信利議員、6 番今門求議員、14 番佐藤公建議員を。

議会報調査特別委員会につきましては、5 月 8 日付をもって米倉輝子議員、佐藤公建議員、新屋敷幸隆議員、今門求議員の 4 名から、委員の辞任願が提出されましたので、議長としてこれを許可いたしました。

これに伴い、新たに 5 番村上ミエ議員、9 番上釜いほ議員、2 番牧信利議員、4 番茅野勲議員の 4 名を指名いたしました。

各常任委員会等の委員につきましては、去る 5 月 11 日付をもって、それぞれ指名し各議員に通知いたしましたので、御報告いたします。

以上で報告を終わります。

次に、日程第 4 号から第 10 号までの 7 件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 提案理由の説明を申し上げます。今議会に提案しようとする案件は、補正予算 1 件、条例 4 件、専決処分の承認を求めることについて 2 件、報告事項 1 件の計 8 件であります。このうち、報告事項を除く 7 件について、説明を申し上げます。

まず、議案第 33 号平成 21 年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,147万5,000円を追加し、予算総額を1,847万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、平成20年度分一般会計繰出金返納金233万7,000円、支払基金返納金440万4,000円、県支出金返納金7万円及び20年度の歳入不足に充てるための繰上充用金466万4,000円の措置であります。

以上の財源といたしまして、平成20年度精算追加交付分の国庫支出金1,147万5,000円で措置いたしました。

次に、議案第34号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員に対して平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講じようとするものです。

次の議案第35号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市職員に対して平成21年6月に支給する期末手当の減額措置を考慮し、議会の議員及び市長等について同様の措置を講じようとするものです。

次に、議案第36号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方税法等の一部改正により、個人の市民税における住宅ローン特別控除及び土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設が行われたこと等に伴い、所要の条文の整備をしようとするものです。

次の議案第37号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正により、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設が行われたこと等に伴い、所要の条文の整備をしようとするものです。

次に、議案第38号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、平成21年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布・制定され、社会医療法人が直接救急医療等確保事業の用に供する場合の固定資産税の非課税措置の創設及び上場株式等の配当等についての軽減税率適用の延長がなされたこと等に伴い、枕崎市税条例等の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次に、議案39号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成21年3月31日に公布され、介護納付金課税額の限度額の引き上げがなされたこと等に伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

畠野宏之議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

17番立石幸徳議員 私は、ただいま提案されました議案に対して質疑を行いたいと思います。

まず、議案第34号職員給与に関する条例の一部改正でありますけれども、今回の提案のもととなっております国家公務員の給与に関する人事院勧告。この中身は、どういった中身なのか。骨子といいますか基本的な部分について答弁をいただきたいと思います。それから、この関係で当然現行予算に対して相当額の影響が出ていくわけなんですけれども、今回なぜか、関連の予算案が出されておられません。この補正予算が提案されていない理由を答弁していただきたいと思います。

それから、議案第36号の関係では個人の市民税における住宅ローン減税の拡充延長について、

どういった税制改正が行われたのか。その内容について説明していただきたいと思います。また、議案第36号並びに37号にも両方関連いたしますけれども、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除1,000万円と聞いておりますけれども、この制度が創設されていますけど、この内容についても明らかにしていただきたいと思います。

専決の第1号に関しましては、説明文にございます地方税法等の一部改正の中で規定されております社会医療法人。この法人は、本市内には幾つあるのか。この点をお尋ねいたします。最後に、専決2号の関係で、介護納付金課税額限度引き上げ。この9万円を10万円に引き上げた本市での対象数といえますでしょうか、影響はどういったものが予想されるのか。とりあえず以上、お尋ねいたします。

中村秀雄副市長 まず、議案第34号の質疑について御答弁を申し上げます。人事院勧告の骨子ということでありまして、1つ目は暫定的な措置として6月期における支給月数の一部を凍結するということが第1点目、第2点目が12月期の特例給で1年分を精算するというようなことが2番目の骨子であります。

予算案が提出されていないということでありまして、先ほど言いましたように2点のことから、今回の措置は期末勤勉手当を含め0.2カ月分について、あくまでも暫定的な特例措置として予算からの支払いを取り除くということ。いわゆる凍結であり予算上の増減措置の手続きはないということでありまして。

永留秀一税務課長 お尋ねのあった、まず個人の市民税の住宅ローン減税の制度の内容についてであります。この制度は国の経済対策の一つとしまして平成21年から25年までに住宅を取得した者について、個人市民税の住宅ローンの特別控除を創設しようとするものであります。内容につきましては、所得税の方の控除もありますが、所得税から控除しきれなかった住宅ローンの控除額を市民税から控除する、それが1つ。2つ目が、所得税の課税総所得金額の5%、これは9万7,500円を限度額としますが、これが2つ目。この1つ目か2つ目のどちらか小さい額を個人の市民税から税額を控除しようというものであります。

それから2番目の土地の長期譲渡所得の1,000万円控除の関係ですけれども、これも国の経済対策の一環として制度が創設されておまして、これにつきましては平成21年1月から12月まで、それと平成22年。この2年間の間に、個人が新たに土地を取得した場合、それを5年以上所有して売ったとした場合、5年後ですね、5年しないと長期譲渡にならないものですから、その長期譲渡の場合の売買額から1,000万円を控除して市民税をかけましょうという制度であります。したがって、平成21年、22年中に取得しても実際の市民税の課税というのは平成28年度から適用になるということになります。

それから3番目の社会医療法人の関係であります。本市におきましては医療法人聖医会、これはサザンリージョン病院の関係ですが、これが平成21年4月1日に社会医療法人聖医会として認定を受けております。鹿児島県内では2法人、全国では4月1日現在で55の法人が社会医療法人として認定を受けているということでありまして。

それから最後の介護納付金の限度額変更の影響についてであります。平成21年度についてははっきり申せませんが、20年度の状況から説明させていただきますけれども、平成20年度の介護納付金の課税額の限度額につきましては、9万円以上の方々が123世帯おまして、この方が10万円の限度額に引き上げられるとしました場合には、約115万程度の影響額が出てくるんじゃないかというふうには試算しております。

17番立石幸徳議員 まず期末手当の関係で、あくまでも暫定的な凍結、措置なので、予算が出ないということなんですけれども、それはそれで理解できるんですけれども、ただ議会の議案審議として、今回の条例改正がどういった財政的なあるいはその各職員、特別職等につきまして影響を及ぼすのかというのは、我々議会としては判断材料がないわけですね。当然、この議案と

一緒に各会計あるいは今回の条例改正がどういった影響を及ぼすのかというのは、事前に参考資料として配付すべきじゃないんですか。その点についての見解をお尋ねいたします。

それから一般職については0.2カ月分の減と、それから市長等の特別職あるいは議員についても0.15ということで、ここで0.05カ月分の違いが生じているわけなんですけど、この違いについてはどのように理解すればいいのか。その点も説明していただきたいと思います。

市税の関係では、住宅ローン減税の本市における波及効果といたしましうか、そういったものについて税務当局は、どういった今回の条例改正に伴った効果、影響というものを見通しているのか。その辺だけをお尋ねいたしたいと思います。

中村秀雄副市長 今、質疑のありました予算については、事前に資料として云々というのがありましたけれども、私たちとしましてもその条例審議の中では具体的に影響額等も口頭で説明はしなければならんということは認識いたしておりました。ちなみに言いますと、一般職で影響額は2,733万円になるようです。これを単純に人数で割ると、1人当たり8万3,000円の減額になるのかなということです。

それと0.2の一般職と特別職の0.15の違いですけども、一般職については期末手当が0.15、通常的にですね。それから勤勉手当が0.05ということでありまして。特別職それから議員等については、勤勉手当がつかませんので0.15ということです。

それに特別職については、市長、副市長、教育長、これに市立病院の管理者がつくんですけども、4人で37万3,000円程度の影響があるということです。市長・副市長・教育長については、22%、12%、10%の報酬のカットをしておりますけども、それも期末手当にはね返しておりますので、実質的には相当の額になるのかなと思っています。議員については、これも2%カットをお願いした条例が可決されておまして、これも期末手当にはね返るようになっておりますけども、それを除いて全体で85万9,000円程度の減額になるということでありまして。

永留秀一税務課長 住宅ローン減税の波及効果でありますけど、はっきりした額とか、どういった波及効果があるとは申せませんが、今までの所得税の減税に加えまして、市民税の減税が平成21年から始まるということで、今まで所得税の減税が平成11年から行われてきていますけど、この方々の8年間で276名の対象者がいらっしゃるんですけども、それなりの人数の波及効果はあるんじゃないかと考えております。

17番立石幸徳議員 最後の質疑ですので、今、副市長の方から期末手当の関連で影響額等については口頭で説明するという事なんですけども、ただその提案をする意味合いからいくと、質問して聞いてもらえれば答えますよという、そういったスタンスではいかがなものかということでお尋ねしたわけですよ。当然、予算に影響するわけですので、各会計、私もそれを本当にこの条例が妥当かどうかということを見極めるためには、やっぱりきちっとした形で出していきたい。この点については、再度お尋ねをします。

それから、税の関係でもう1点、長期譲渡所得の特別控除、これも先ほどの税務課長の答弁で平成28年度からは実際に影響が出てくるということなんですけど、今の本市の土地の流動化といいたしましうか、売買状況から見てこれを一体どういった土地流動化に波及効果がなされると見ているのか。その点についての見通しを最後にお聞かせください。

中村秀雄副市長 先ほどの答弁の中で、お言葉を返すようで申しわけないんですけども、条例が妥当かどうかということと予算が何というんでしょうかね、妥当かどうかということは場合によっては、ちょっと違うのかなと思っています。したがって、積極的にその資料等を出さなかったことについては、今後の課題としますけれども、いずれにしましても予算委員会あるいはその条例審議の中で、私たちとしては口頭で説明したいということでありまして。

永留秀一税務課長 長期譲渡所得の控除の創設による波及効果についてですが、これもどういった効果があると数字で上げるのは非常に難しいんですけども、従来の長期譲渡所得の例です

が、市民税の税率が短期に比べて長期は税率が優遇されているわけですが、平成19年度の長期譲渡所得が46件、平成20年度が52件という数字があります。これのほとんどが1,000万円以内の所得でありますので、これが1,000万円の控除があるとしたら、市民税は、この21年、22年についてはかからなくなるということで、それなりの波及効果はあるんじゃないかと思っております。

2番牧信利議員 議案第34号の枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お尋ねいたします。今も質疑がありましたが、改めてまたお尋ねします。まず第1点、この改定の対象人数、影響額、職員1人当たりの平均削減額を教えてください。

2番目、職員団体との合意がなされたのか。合意がなされたとすれば、職員団体との間でどのような点で一致したのか、これを明らかにしてください。

3つ目、これも先ほど出ましたが改めて尋ねますが、関連する補正予算が提出されていない理由は何か。その点も明確にお尋ねしたいと思います。

それから今回の勧告というのは、人事院みずからが労働基本権の代替措置としての役割を放棄して、賃金決定のルールを無視するという形で行われているわけですね。このような異例ともいえる勧告について、どのように受けとめておられるのか。それから、暫定的とした理由は何か。

次に、県の人事委員会は特別調査を行ったが、支給状況の正確な把握は困難ということで、夏の一時金減額を見送ったと新聞で報道されておりますが、本市において県は調査で把握するのは困難だと言っている状況なんです。この人事院勧告がいうところの人事院勧告に準じての提案ですから、民間との大きな乖離があるという問題について、どのように分析して提案されたのか。以上、まずお尋ねします。

中村秀雄副市長 先ほどの答弁とほとんど重複するんですけども、人数と影響額については一般会計、下水道、水道、病院、消防組合、衛生管理組合の持ち出しもありますから、先ほど答弁しましたように2,733万円の影響額、331名分ですから単純に割ると8万3,000円程度の影響額ということです。それから市長、副市長、教育長、病院管理者については、4名で37万3,000円程度。議員については、議長を含め全体で18名ですから85万9,000円程度ということになります。

それから職員団体等との交渉につきましては、一定の団体交渉をいたしまして合意をしているということでもあります。職員団体の言い分もいろいろありましたし、こちらの主張もしましたけども、つまり暫定的な措置ということでありましたので、本来でありますと人事院勧告は8月ごろ出るわけですから、今回、総体的に見て相当減るだろうなということで、今回しなければ12月のボーナスで大幅な削減が出てくるわけですから、そういった形で一定の理解は得られたと思っております。

補正予算を提出しなかった理由につきましても、これも先ほど言いましたように一つが暫定的な措置として6月分の一部を凍結するという。それから12月の特別給で1年分を精算するというようなことから、今回の措置は期末勤勉手当を含め、一般職については0.2カ月分について暫定的な措置であったので、予算は提出しませんでしたよということです。

それと人事院の今回の暫定的な措置、県も含めてですけども、現在の段階で6月のボーナス支給について明確に決めている企業が少なかったということで、総体的には先ほど言いましたように8月の人事院勧告に基づいて決定していくということでもあります。

したがって、人事院あるいは県の勧告等も見ながら、市の状況も考えていきたいと調査してみたいと思っております。いずれにしても本市の場合については、今までも人事院勧告に準じて給与等の改定をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

2番牧信利議員 補正予算を出さなかったというのは暫定的だということを出さなかったということですね。現実には6月の夏季手当で減額されて2,733万という財源が出てくるわけですね。今、不況だ不況だと言われているわけでしょ。そういうものに対して、緊急な経済対策を求められているわけです。今回は、労働者に対して異例ともいえる勧告によって手当カットを行うと、

こういうひどいことをやるわけですね。そうすると、その財源を明確にやはり明らかにしていくと、削減額をね。そういう点は、当然やるべきことだと思うんですが、こういう関連で減額措置をされた場合、これまで条例と補正予算が出なかったケースというのがあるのですか。教えてください。

それから県の人事委員会自体が、民間の支給状況を把握できなかったということで見送ったわけですね。当然それは、今後において調整されることになると思うんですが、なぜそれが枕崎においては人事院勧告に準じてということとこういうふうになったのかと。そういう特別な理由というのがあるのかどうかです。実際、本来のルールからいけば、8月の勧告に基づいて処理するのが当たり前ですよ。

實際上、これは財界が人件費削減をやるという、そういう方針のもとで人事院勧告の自民党等のそういう部会との動きを見て、はっきり言えば、財界と与党に圧力を受けてやらされた、実際上はね。人事院自体の独自性というのを放棄したと言わざるを得ないような状況ですが、そういう中で、枕崎で提案されているわけですから、それなりの理由というのは明確にすべきだと。ただ準じましたと。人事院勧告自体が異例だと、ただ従来とは違った勧告をやっているんですから。それに対する分析をして今回の提案になったか、この点はやはりはっきりさせるべきであると思いますので、お尋ねをします。

中村秀雄副市長 人事院勧告の骨子を見てみますと、民間の夏季一時金が前年より大きく減少することが伺われることから、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り、民間の状況を反映することが望ましいと。12月の特別給で1年分を精算すると大きな減額になることから考えると、本年6月期の特別給の支給月数について何らかの調整措置を講ずることが適当ということとあります。

したがって、現時点において夏季一時金の全体状況を正確に把握できないことから、暫定的な措置として、支給月数の一部を凍結することは適当ということとあります。先ほど申し上げましたように、本来でありますと8月の人事院勧告があって給与等の改定をして、条例と予算を一体として出すんですけども、今回の場合はあくまでも暫定的な措置ということとありまして、私の覚えている限り、こういった勧告はなかったということとあります。

したがって、公務員の給与等については、うちは人事委員会を持っていないわけですから、県の人事委員会の報告あるいは国の人事院勧告等に準じて給与等の調整を行ってきたということとあります。

2番牧信利議員 これは5月21日の衆議院の総務委員会、これに人事院の総裁も出席して、我が党の塩川鉄也議員が質問しているんですが、いわゆる通常の調査対象というのは1万1,000企業ですね。今回は2,700社、しかも対面調査じゃなくて郵送で回答を求めたという。こういうのを指摘して、サンプル数が少なく、しかもボーナスを決定した企業は1割しかない。調査がずさんだということとこういうふうにただしたわけですが、これに対して人事院の谷総裁は、全体を反映したかといえそうではないとずさんさを認めているわけですね。

そのずさんな調査によって、勧告の影響を受ける労働者は600万に上ると。これは民間企業の一時金引き下げの口実を与えるようなものだというふうには指摘しているんですが、谷総裁はこう言ってますよ。民間労働者を含めて多くの方に何らかの影響を与えると認めている、こういう異例な勧告が。だから全く人事院の総裁自体が、ずさんさを認めている。しかも、ずさんな調査による勧告によって、多くの労働者に影響が出るし民間にも出ると、こう認めているわけですね。これが実態。人事院の総裁が答弁しているわけですから間違いはないと思うんですが、そこで市長にお尋ねします。

第1点は、今回の夏の手当削減は民間給与の抑え込み、地域別最低賃金の改定にも冷水を浴びせるものと考えるんですが、市長の見解はいかがですか。

2番目には、今回の手当削減による本市経済に与える影響をどのように市長は考えているのか。3番目に、政府は経済危機対策というのを盛んに標榜し、今国会でも2次補正の審議も行われていますが、この夏季手当削減というのは政府の経済浮揚対策自体の方針とも矛盾するわけでしょう。内需拡大こそが景気回復に役立つのに、それをこの一番重要な時期に夏季手当をカットすると。日本全体の労働者賃金の抑え込みをやろうとすると。こういう状況ですから、経済回復にこれこそ水を差すものだと私は考えるんですが、市長の見解はいかがですか。

瀬戸口嘉昭市長 今の経済状況からして、これまでのこういう場での議論というのはやはり公務員も痛みを共有すべきだということであつたろうと思います。したがって、私どもも人事院の勧告等がありまして18市の状況なども調査いたしました。

そのような中で、暫定的に今回その措置を講じなければ12月に大きな減額の状況が出るということは、かえって影響が大きかろうという判断をいたしたところでございます。ただそれが、民間の給与のあるいはそういうことのどうなのかということについては、私、答弁をする立場にないと考えております。

それから経済に与える影響、確かに減額をしていけば消費がなくなったり、あるいは税収が減ったりすることは確かでございますけれども、今の経済状況の中ではやはり公務員も市民と県民と同じ痛みを分かすべきであるという立場でこれをしたところでございます。

畠野宏之議長 ほかにありませんか。

11番沖園強議員 るる34号について説明があつたわけですが、人勤の主たる目的というのは官民均衡という副市長の答弁のとおりだと思うんですね。そうすると、人勤が今調査をされた結果が先ほど牧議員の方からは1割に満たなかつたということなんです。その調査をして夏季一時金の決定された企業の中で、対前年比というのはどういう状況なんですか。それを示していただきたいと思います。新聞紙上等では、製造業を中心に対前年比がものすごい影響が出ていることなんですけど、その辺も示していただきたいと思います。

久木田敏総務課長 今回の特例措置の関係で総体的にまず申し上げますと、民間の夏季一時金が前年より大きく減少することが伺われることから、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でないということで、国の方が民間企業の調査を行ったわけですが、その決定済みの企業の中で調査対象全企業従業員ベースで見た場合の対前年増減率は13.2%となっております。

今回0.2カ月分減となつたことにつきましては、その13.2%を現行の支給月数に掛けまして、それを民間の決定された状況、約8割がまだ未決定であるというようなこと等を考慮しまして、暫定的な措置として0.2カ月分を今回減じるということでございます。

11番沖園強議員 今、民間の調査済みの確定した企業は平均して13.2%の減ということなんです。この0.2カ月分というのは何パーセントなんですか。

久木田敏総務課長 0.2カ月分につきまして何パーセントかということでございますが、現行が期末勤勉手当の合計で2.15が6月期の支給月数でございます。それで、0.2を2.15で割った場合に、9.3%となるようでございます。

畠野宏之議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により、各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

予算特別委員選出のため、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時27分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、園田武夫議員、茅野勲議員、米倉輝子議員、村上ミエ議員、佐藤公建議員、豊留榮子議員、板敷重信議員、依積田義信議員、牧信利議員、沖園強議員、今門求議員、立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第11号枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について、市長に報告を求めます。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 報告事項第1号枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について、説明を申し上げます。

これは、平成20年度枕崎市水道事業会計予算の建設改良費について、繰越計算書のとおり、翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

畠野宏之議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時29分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(平成21年5月29日)

平成 2 1 年枕崎市議会第 3 回臨時会

議事日程（第 2 号）

平成 2 1 年 5 月 2 9 日 午後 1 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		諸般の報告	
2	3 4	枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務
3	3 5	枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	3 6	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	3 7	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	3 8	専決処分の承認を求めることについて	〃
7	3 9	専決処分の承認を求めることについて	〃
8	3 3	平成21年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）	予 特

本日付議された事件は議事日程（第 2 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番	畠野宏之	議員	2番	牧信利	議員
3番	板敷作廣	議員	4番	茅野勲	議員
5番	村上ミ工	議員	6番	今門求	議員
7番	原村且元	議員	8番	板敷重信	議員
9番	上釜いほ	議員	10番	米倉輝子	議員
11番	沖園強	議員	12番	豊留榮子	議員
13番	中原重信	議員	14番	佐藤公建	議員
15番	園田武夫	議員	16番	新屋敷幸隆	議員
17番	立石幸徳	議員	18番	依積田義信	議員

1 本日の書記次のとおり

籠原均	事務局長	依積田光昭	書記
橋之口寛	書記	平田寿一	書記
田代勝義	書記		

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

瀬戸口嘉昭	市長	中村秀雄	副市長
久木田敏	総務課長	山口英雄	企画調整課長
今給黎力	財政課長	今給黎和男	健康課長
永留秀一	税務課長	迫野豪	水道課長
揚村芳江	健康課参事	田野尻武志	監査委員
佐藤祐司	監査委員事務局長	東中川徹	行政係長

午後 1 時30分 開議

畠野宏之議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第 1 号諸般の報告をいたします。

各常任委員会等から正副委員長の互選の結果について報告を受けておりますので、氏名を読み上げて御報告といたします。

総務委員会委員長に牧信利議員。副委員長に原村且元議員。

産業建設委員会委員長に園田武夫議員。副委員長に茅野勲議員。

文教厚生委員会委員長に佐藤公建議員。副委員長に豊留榮子議員。

議会運営委員会委員長に上釜いほ議員。副委員長に米倉輝子議員。

議会報調査特別委員会副委員長に豊留榮子議員。

学校給食センター建設と運営に関する調査特別委員会委員長に佐藤公建議員。副委員長に豊留榮子議員。

議員定数及び議員報酬等調査特別委員会委員長に依積田義信議員。副委員長に立石幸徳議員。以上であります。

次に、日程第 2 号から第 7 号までの 6 件を一括議題といたします。

総務委員長に報告を求めます。

[ 牧信利総務委員長 登壇 ]

牧信利総務委員長 ただいま議題となりました日程第 2 号から第 7 号までの 6 件について、総務委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日程第 2 号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第 3 号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本市職員の夏季一時金の減額支給月額は人事院勧告どおり 0.2 カ月で、県内 18 市中、1 市を除いて本市と同等の条例改正を予定しているとの説明がありました。

委員から、人事院の調査結果が確定的な数字なのかという疑念がある。そういう中で、これが実施されるということは手法としてどうなのかという疑問を持たざるを得ないとの意見が出されました。

また、本市企業等の実態調査については、各企業等から正確な資料が提出されにくい状況もあり、また、本市は人事委員会をもっていないので、調査しても正確にできるのかという疑問も持っているため、現時点では非常に難しいと考えているとの答弁がありました。

これに対し委員から、判断材料として、できる範囲内で調査して、それを示してもらいたいとの要望がありました。

本 2 件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 4 号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

まず、長期譲渡所得に係る特別控除に関し、本市の土地流動化への影響についてただしたところ、5 年以上持っていた土地を手放したときの譲渡額は、ここ 2 年間、ほとんどが 1,000 万円以内であるが、平成 21 年と 22 年に限り譲渡益からの 1,000 万円の控除。また、所得税や国保税にも同じ控除があり、それぞれ控除を受けられるので、波及効果は考えられるとの答弁がありました。

また、今回の税制改正で市税関係に占める影響についてただしたところ、減収補てんがあるのは、住民税の住宅ローン税額控除だけであり、それ以外の控除や非課税の拡大については、減収になると思っており、非常に大きな影響があると思っているとの答弁がありました。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの。日程第6号及び日程第7号の専決処分の承認を求めることについての2件については、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

[ 討論希望者挙手 ]

畠野宏之議長 牧信利議員。(「17番。議事進行」と言う者あり)

17番立石幸徳議員 ただいま総務委員長の方から委員会報告を反対者もなく全会一致で委員会としては可決したという報告がなされたわけですね。それについて総務委員長が討論をするということが議事進行上許されるんですか。

畠野宏之議長 牧議員。賛成ですか、反対ですか。(「反対」と言う者あり)委員長は付託された案件の審査結果については報告いたします。そこには自分の意見というものは出せませんので、委員会の意見が自分の考えと異なる場合、討論の場でみずからの意見を開陳するしか道が残されていないというのが現実であります。

したがって、討論というものは委員長報告云々ということではなくして、原案に対する賛否を述べるものでありますから、討論することができるという解釈であります。

17番立石幸徳議員 委員会報告の中で反対の意見があり、その中で討論するというのは可能ですが、委員長みずから委員長も含めて全会一致で可決したというものを討論する余地があるんですか。

畠野宏之議長 先ほど申し上げたとおりでございます。

17番立石幸徳議員 委員長報告の全会一致という部分を取り消してくださいよ。全会一致にならないじゃないですか。

畠野宏之議長 私の方でお答えいたしますが、御承知のように委員長というものにつきましては、委員会の中では賛否をあらわせないということでありまして、全会一致という解釈の仕方は、委員長はその中には含まれないということでありまして、委員の全会一致という解釈であります。

17番立石幸徳議員 解釈論じゃないと思うんですよね。解釈でそのようにされるといふことはいかなものなんでしょうか。明確な見解を出してくださいよ。解釈でどうこうという問題じゃないんじゃないですか。

畠野宏之議長 何度も繰り返しますが、先ほど私自身が申し上げたとおりでございます。牧議員。(「解釈の問題じゃないですよ」と言う者あり)

2番牧信利議員 私は、日本共産党市議団を代表して議案第34号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号専決処分の承認を求めることについて、反対の立場から討論を行います。議案第34号は人事院勧告に準じて、市職員の平成21年6月に支給する夏季手当を0.2カ月減額するものであります。これによる影響額は2,733万円。職員1人当たり8万3,000円にも及ぶものであります。

今回の人事院勧告は、人事院が既に決まっていた夏季手当をカットする勧告を出したことです。これは内需拡大による景気回復に逆行するものと言わなければなりません。人事院勧告については、通常では1万1,000企業に対面調査をするのに、今回の勧告に当たっては4月に2,700社を対象に郵送での調査をただけであります。

我が党の塩川鉄也議員の衆議院総務委員会での質問に人事院の谷総裁は、全体を反映したかと

いえばそうではないと調査のずさんさを認めています。この勧告は、人事院みずからが労働基本権の代償措置としての役割を放棄し、賃金決定のルールを無視したものであります。

また、この勧告は財界の人件費削減方針と政府与党の総選挙を前にした公務員たたきを政治的に利用しようとする動きに人事院が追随し、屈服したものであります。今回の勧告の影響を受ける労働者は、600万人に上ると言われております。これは民間の一時金引き下げの口実に使われかねないものであります。

このことについても谷人事院総裁は、多くの方に何らかの影響を与えると認めています。今回の勧告に基づく夏季手当のカットは、地域最低賃金改定など地域賃金と地域経済に大きな影響を及ぼすものであり、景気を一層冷え込ませるものである。

次に、議案第39号介護保険給付金課税限度額を9万円から10万円に引き上げるものであります。これは住民への一層の負担を拡大するものであります。

以上、反対の立場を明らかにして討論を終わります。

畠野宏之議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

日程第2号は、起立により採決いたします。

日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第4号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第6号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、議案第39号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[ 板敷重信予算特別委員長 登壇 ]

板敷重信予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第8号平成21年度枕崎市老人保健特別会計補正予算(第1号)について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本委員会は、委員長に板敷重信、副委員長に茅野勲委員を選任いたしました。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,147万5,000円を追加し、予算総額を1,847万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容は、平成20年度分一般会計繰入金返納金233万7,000円、支払基金返納金440万4,000円、県支出金7万円及び20年度の歳入不足に充てるための繰上充入金466万4,000円の措置であります。

以上の財源として、平成20年度精算追加交付分の国庫支出金1,147万5,000円の増で措置したとのことであります。

老人保健制度は、19年度で事業そのものは終わっているが、精算行為等があるため、平成22年度まで老人保健特別会計が運営されていく予定とのことで、医療費の請求自体はほとんどなくなってくると思うが、今後も歳入不足で繰上充用となることが十二分に考えられるとのことでした。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と言う者あり ]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会において議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と言う者あり ]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成21年第3回臨時会を閉会いたします。

午後1時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長      畠 野 宏 之

枕崎市議会議員      村 上 ミ 工

枕崎市議会議員      佐 藤 公 建